

●不法投棄は犯罪です

廃棄物（ゴミ）は、私たちの日常生活に伴って排出される「一般廃棄物」と、事業活動に伴って生ずる燃えがらや汚泥など、指定された内容に基づく「産業廃棄物」と、大きく2種類に分類されます。

これら廃棄物の不法投棄は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で禁止されており、違反した場合は厳しく罰せられます。

町内においても、氏名がかかっていない町指定のごみ袋に、燃えがらや破損した磁器類やビン類などが分別されずに投入して投棄されたり、買い物袋等に、金属類や廃プラスチック類などが分別されずに投棄されるなど、空き地や道路沿い、農地または水路、ごみ集積所付近などへのゴミの不法投棄が発生しております。

また、たとえ、空き缶、ガムの包み紙、たばこの吸い殻など軽微なゴミのポイ捨てであっても、その行為は町の美しい自然景観を損なうばかりでなく、住民のみなさまの生活環境を害し、環境保全の妨げとなっています。

『廃棄物の処理及び清掃に関する法律』

（投棄禁止）

第16条 何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。

●不法投棄には厳しい罰則があります

不法投棄の原因者は、投棄した廃棄物（ゴミ）の撤去を求められるとともに、5年以下の懲役若しくは1,000万円以下（法人の場合は3億円以下）の罰金、またはその両方の罰則が科せられます。

●適切なゴミの分別・収集へご協力お願いします

「集積所以外にゴミを捨てる」という行為のほか、「収集日以外に集積所にゴミを出す」、「収集の対象とならないゴミを出す」、「事業系活動から生じるゴミ（産業廃棄物）を出す」などの行為も含まれる場合がありますのでご注意ください。

ゴミの分別、決められた収集日、集積場所を再確認し、ルールをきちんと守るようご協力ください。

●不法投棄を発見したら

万が一、町内で不法投棄を発見、または不法投棄の様子を目撲等した場合には、警察または役場町民生活課までご連絡ください。その際に不法投棄されている場所、時間、車のナンバーなどの情報を提供いただきますと、投棄した者を特定しやすくなるため、メモに控えるなどのご協力をお願いします。

五所川原警察署鶴田交番 TEL 0173-22-2539

町民生活課くらしの窓口班 TEL 0173-22-2111 (内線 151)